施設整備計画書作成のための基礎数値について

東見前保育園の建物整備について，現時点では令和３年度以降の国の補助制度は未定となっております。

今回の移管申込に当たり，申込書様式６については，次のとおり令和２年度保育所等整備交付金により算出した内容を参考として，積算してください。

なお，保育所等整備交付金における法人の負担分について，保育所移管の際には，盛岡市で単独補助を予定しております。

○　定員 100人（10人定員増）の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 補助金交付額 | 内　　　訳 | | |
| 国負担分  （交付基準額） | 市負担分  (交付基準額の1/2) | 法人負担分  (交付基準額の1/2)  ※市単独補助相当額 |
| 保育所本体 |  | 96,700,000 |  |  |
| 開設準備費加算 | 1,100,000 |
| 設計料加算 | 4,835,000 |
| 計 | 205,270,000 | 102,635,000 | 51,317,000 | 51,318,000 |

（注１）実際の補助額は市の予算編成の状況や建物整備の設計内容，工事契約額などに基づいて変動します。この金額を保証するものではありません。

（注２）保育所等整備交付金では，保育所本体工事部分が補助対象となっており，外構工事（門扉設置工事，フェンス工事など）や大型遊具設置工事などは対象外となっております。

（注３）設計料加算は，国からの交付金内示前に実施設計の契約を行った場合，補助対象外となっております。